

第13課 基本的人権その4－刑事被告人の権利

人身の自由の保障の一環として、日本国憲法は、特に刑事被告人の権利を詳細に定め、刑事被告人といえども、その人権が国家によって不当に侵害されないようにしている。これは、人権、特に人身の自由が、国家権力ともっとも鋭く対立する場面が刑事手続での場であることに鑑み、かつ、歴史上行われてきた、国家権力による恣意的な処罰や、刑事被告人に対する過酷な取り扱いなどの様々な不当な人権侵害に対する反省の上に立って、憲法が特別な配慮をしたものといえる。憲法の規定としてこれほど詳細な刑事被告人に対する権利保障を定めている例は少ないと言われ、日本国憲法の特徴のひとつであると言っても過言ではない。

刑事手続に関して定めた基幹的な規定として最も重要なのは、憲法第31条である。同条は、単純に読めば、刑罰を科すには、必ず法律、すなわち国会の定めた狭義の法律によらなければならない（つまり、法律より下位の命令などで定めてはならない）、ということだけを定めているものと読めなくもないが、現在ではそのようには理解されておらず、およそ刑事実体法も含めて、刑事手続に関する事項を定める法律自体が公平適正なものであることも要求されていると理解するのが一般的である。この考え方が、その源となった英米法の「法の適正手続（due process of law）」の保障の考えかたであり、憲法第31条は英米法の流れを汲んで、このことを表わしていると考えられているのである。したがって、憲法31条は、「法定手続の保障」と題するよりは、「**適正手続の保障**」と言ったほうがよいとも考えられる。

憲法はさらに、手続面で、逮捕における**令状主義**（第33条）、抑留・拘禁の際の**告知・弁護人選任権・理由開示**（第34条）、住居等の不可侵・搜索の際の**令状主義**（第35条）、拷問の禁止（第36条）、公平迅速な裁判を受ける権利（第37条）、**自己負罪拒否特権、自白法則**（第38条）を定め、刑事実体法の面では、残虐な刑罰の禁止（第36条）、**遡及処罰・二重処罰の禁止**（第39条）などを定め、刑事被告人や受刑者を不当・不必要な人権侵害から保護しているのである。

1 重要語句

a 適正手続の保障

適正手続の保障は、手続が法律で定められなければならないことのほか、①法律で定められた手続が適正であること。②適用される実体法も法律で定められなければならないこと、③その実体法もまた適正でなければならないことという3つの要素も含むものと解されている。

b 令状主義

人を逮捕したり、拘束したり、あるいはその身体や住居などを捜索したりするには「司法官憲」が発する令状（許可状または命令状）がなければならないとするシステムのこと。ここでいう「司法官憲」が裁判官を指すことについては争いがない。

c 告知・弁護人選任権・理由開示

刑事手続に際しては、その対象となる者が、十分に防御の機会が与えられるよう、何よりも、どのような処分がどのような理由で自己に対してなされるのかを知らされること（告知）、専門家である弁護人の援助が受けられること（弁護人選任権）が重要であり、また、身柄を拘束する手続が密室で行われて、不当な人権侵害が起きないように、その理由を公開する場をもうける（理由開示）ことが重要と考えられており、憲法第34条はそのことを規定している。

d 自己負罪拒否特権

「何人も、自分に対する不利益な証人となることを強制されない」という近代刑事法の重要な原則を表わしたもの。具体的には黙秘権、つまり、犯罪捜査機関や裁判所から求められても、自分に不利になるようなことは言わなくてよい、特に、罪を認めることを法律的にも、物理的にも強制されないという権利である。

e 自白法則

自白法則には2つの意味があり、ひとつは、①強制して得られた自白は裁判の証拠にできないということ、もうひとつは、②有罪を認定するための唯一の証拠が自白である場合、つまり、証拠として自白しか存在せず、他の証拠が全く存在しない、という場合には、たとえ罪を認めていても処罰はされない、ということである。